

取扱説明書

《特記事項》

- (1) 借主は利用開始日より 3 か月間は解約できないものとし、やむを得ない理由により解約する場合、敷金(保証金)は返還しないものとする。
- (2) 借主が車庫証明を必要とする場合、借主は駐車料金を 6 か月前納しなければならない。
ただし、貸主は前納した駐車料金は返還しないものとする。
- (3) 借主は、賃料、管理費(共益費)、更新料等名目のいかに関わらず本契約に基づいて貸主に支払う金銭に消費税、地方消費税が課せられる時で将来消費税、地方消費税が変動した場合、変動後の消費税、地方消費税を負担するものとする。
- (4) 解約時には、車庫証明の取り消し手続きをしなければならない。
- (5) 1、2、3、5、11 番区画は普通車もしくは軽自動車専用とする。
- (6) 6、7、8、9、10 番区画は軽自動車専用とする。

《注意事項》

初回の入庫について

ご契約後は現況有姿でのお引渡しとなります。リアオーバーハング、タイヤ幅、最低地上高等車検証には記載の無いサイズもあることから、使用のお車のサイズが駐車場のサイズ制限内かどうかは必ず現地にてご自身でご確認ください。

初回入庫時には事前にサイズを確認の上、十分注意をして入出庫をお願いいたします。試し入れ時や契約後に事故等が発生した場合、貸主及び管理会社並びに保証会社では一切の責任を負いかねます。

以上

6(輕)	7(輕)
5(普)	8(輕)
3(普)	9(輕)
2(普)	10(輕)
1(普)	11(普)